

中津市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）並びに家庭用防犯カメラ及び周辺機器（以下「防犯カメラ等」という。）の普及を促進し、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号）第2条に規定する特殊詐欺等による被害防止を図るため交付する中津市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中津市に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 補助金交付申請日において、満60歳以上の者又は満60歳以上の者と同一の世帯に属していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 補助対象者が属する世帯の世帯主が、市税を滞納していないこと。
- (5) 過去に同一の補助金交付を受けたことがない世帯に属していること。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支出した電話機等及び防犯カメラ等の購入費及び設置費（補助対象者が居住する住居に設置する場合に限る。）とする。

2 補助金の交付の対象となる電話機等及び防犯カメラ等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機能を有するものとする。

- (1) 電話機等 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を録音する機能
- (2) 防犯カメラ等 犯罪の防止を目的として、屋外に固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関連機器等で構成され、夜間の撮影ができる機能

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、電話機等に係る補助金については10,000円を、防犯カメラ等に係る補助金については20,000円をそれぞれ限度とする。

2 補助金の交付の申請は、1世帯につき電話機等に係る補助金及び防犯カメラ等に係る補助金ごとに1回に限る。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、中津市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等その支払をしたことを証する書類の写し

(2) 購入した電話機等又は防犯カメラ等の機能が確認できる書類(取扱説明書等)の写し

(3) 暴力団関係者でない旨等の誓約書(様式第3号)

(4) 防犯カメラ等に係る補助金にあつては、設置前及び設置後の状況が確認できる写真等(全ての防犯カメラの設置場所について、設置前の状況及び設置前と同一の方向から撮影した設置後の状況が確認できる遠景写真(住居の判別ができるものに限る。)、近景写真等をいう。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、中津市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長に対し、補助金の請求をするものとする。この場合において、第5条の申請書を請求書として取り扱い、請求は、交付決定の日にあったものとみなす。

(補助金交付の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、その返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第6条から第9条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

(令和8年度の特例)

3 令和8年度における第2条第2号及び第4条第1項の規定の適用については、第2条第2号中「こと。」とあるのは「こと。ただし、防犯カメラ等に係る補助金については、この限りでない。」と、第4条第1項中「20,000円」とあるのは「30,000円」とする。

附 則 (令和3年3月17日中津市告示第71号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条及び第5条の規定は、令和3年4月1日以降に購入し、及び居住する住居に設置した電話機等の購入費及び設置費について適用し、同日前に購入し、及び居住する住居に設置した電話機等の購入費及び設置費に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月29日中津市告示第104号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日中津市告示第85号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日中津市告示第109号)

この告示は、令和8年3月31日から施行する。

附 則 (令和8年5月21日中津市告示第158号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の中津市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱（以下「新告示」という。）の規定は、この告示の施行の日以後の購入及び申請に係る補助金について適用し、同日前の購入及び申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の中津市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱の規定により特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）の購入及び設置に係る補助金の交付を受けている者は、新告示の規定により電話機等の購入及び設置に係る補助金の交付を受けたものとみなす。